別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）	（略）	（略）
阪神	（略）	（略）
新港航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分八秒東経百三十五度十五分十四秒）から三百十度三千二百メートルの地点 二　神戸第七防波堤西灯台から三百十一度三十分千五百五十メートルの地点	

尼崎西宮芦屋区	第一区	（略）	（略）	（略）
		鳴尾浜南端から西宮防波堤東灯台（北緯三十四度四十分二十一秒東経百三十五度二十一分三十五秒）まで引いた線（以下N線という。）、同地点から二百二十七度に港界線まで引いた線（以下O線という。）、港界線、大阪区境界線、辰巳橋、五合橋、蓬川橋、南武橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面	（略）	（略）
神戸区	（略）	（略）	（略）	（略）
	第三区	（略）	（略）	（略）
		第七防波堤東端から八十二度三十分に尼崎西宮芦屋区境界線まで引いた線、同防波堤、S線、六甲大橋、御影大橋、高橋川橋、尼崎西宮芦屋区境界線及び陸岸により囲まれた海面及び水面	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）	（略）

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）	（略）	（略）
阪神	（略）	（略）
新港航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　神戸第三防波堤東灯台（北緯三十四度四十分五十三秒東経百三十五度十三分二十二秒）から三百度三百メートルの地点 二　神戸第三防波堤東灯台から百二十度千百五十メートルの地点	

尼崎西宮芦屋区	第一区	（略）	（略）	（略）
		鳴尾浜埋立地南端から西宮防波堤東灯台（北緯三十四度四十分二十一秒東経百三十五度二十一分三十五秒）まで引いた線（以下N線という。）、同地点から二百二十七度に港界線まで引いた線（以下O線という。）、港界線、大阪区境界線、辰巳橋、五合橋、蓬川橋、南武橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面	（略）	（略）
神戸区	（略）	（略）	（略）	（略）
	第三区	（略）	（略）	（略）
		第七防波堤東端から八十二度三十分に尼崎西宮芦屋区境界線まで引いた線、同防波堤、S線、六甲大橋、御影大橋、高橋川橋、尼崎西宮芦屋区境界線及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）	（略）